

(利用契約)

第1条 発注者（公益財団法人平塚市生きがい事業団（以下「事業団」という。）を通じて事業団の会員（以下「会員」という。）に業務を委託する者をいう。以下同じ。）は、事業団を通じて会員に業務を委託しようとするときは、事業団との間で「平塚市生きがい事業団利用契約」（以下「利用契約」という。）を締結するものとする。

(就業条件)

第2条 発注者が事業団を通じて会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）に係る就業条件は、会員業務就業規約（以下「就業規約」という。）に定めるところによる。

2 発注者は、会員に対して、会員業務の対価として、就業規約に定めるところにより、会員業務委託料を支払うものとする。

(マッチング)

第3条 事業団と発注者との間で利用契約が締結されたときは、事業団は、会員のうちから、会員業務の内容、会員業務の実施に必要な技能等を考慮して、会員業務を実施する会員（以下「業務実施会員」という。）を選定するものとする。

2 発注者は、前項の規定により選定された業務実施会員に対して、事業団を通じて会員業務を委託するものとする。

(発注者及び事業団の責務)

第4条 事業団は、業務実施会員が会員業務を円滑かつ適切に実施できるよう、発注者及び業務実施会員との連絡調整を行うものとする。この場合において、業務実施会員に対する連絡調整は、指揮命令に当たらない範囲で行わなければならない。

2 事業団は、本規約に定める事業団の業務（以下「事業団業務」という。）の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもって事業団業務を実施するものとする。

3 発注者は、本規約に定める義務のほか、業務実施会員が会員業務を行うに当たり、業務実施会員の安全の確保その他の就業環境の整備に取り組む責務を有し、事業団は、業務実施会員に対する安全教育、業務実施会員に事故が発生した場合の対応及び業務実施会員が発注者又は第三者に対して負う損害賠償責任を担保する保険の提供を行う責務を有するものとする。

(業務の対価)

第5条 発注者は事業団に対して、事業団業務委託料（事業団業務の対価として、発注者と事業団が合意して定める金員をいう。以下同じ。）を支払うものとする。

2 事業団業務委託料を定めた後に最低賃金の改定その他事情の変更があった場合は、発注者及び事業団は、双方協議の上、事業団業務委託料の額を変更するものとする。

(請求及び支払の方法)

第6条 発注者は、事業団による請求書の発行日から作業月の翌月末までに、事業団業務委託料を事業団が指定する口座に振り込む方法により、又は発注者が指定した銀行口座から自動的に引き落とす口座振替により支払うものとする。

2 前項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。

(中途解除等の予告)

第7条 発注者は、6か月以上の期間行う業務委託に係る契約を中途解除したり、更新しない場合には、少なく

とも30日前までにその旨を事業団に予告するものとする。

(双方代理の承諾)

第8条 発注者は、事業団が発注者と会員との双方を代理することにつき異議なく承諾する。

(権利・義務の移転の禁止)

第9条 発注者及び事業団は、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならない。

2 発注者及び事業団は、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

(守秘義務・個人情報管理)

第10条 発注者及び事業団は、相手方の秘密を第三者に漏えいしてはならない。

2 発注者及び事業団は、相手方又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3 前2項の規定は、事業団業務の終了後においても、なお効力を有するものとする。

(損害賠償)

第11条 発注者及び事業団は、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。